

年金事務所からのお知らせ

～国民年金保険料の学生納付特例のご案内～

学生納付特例は20歳以上の学生で、所得が少なく国民年金保険料を納めることが困難な場合に、申請により保険料の納付が猶予される制度です。

学生納付特例は・・・

◇「もしも」のときに安心！

学生納付特例が承認されると、学生納付特例期間中にケガや病気で障害が残るまたは死亡した場合、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられます。申請が遅れると、これらの保障が受けられない場合があります。

◇手続きが簡単！

申請書に必要事項を記入して学生証のコピーを添付して提出するだけ。20歳になると、約2週間以内に「国民年金加入のお知らせ」や学生納付特例の申請書などが届きます。

◇在学予定の記入で翌年度の申請が便利に！

学生納付特例は毎年度の申請が必要ですが、初めて申請をする際、翌年度以降も在学予定の方は「在学予定期間」を記入すると、次回（翌年度）からは「申請書ハガキ」に必要事項を記入し、提出（切手不要）するだけで申請が完了します。対象の方には、「申請書ハガキ」と「手続きのお知らせ」を送付します。

申請は役場または年金事務所、郵送ですることができます。なお、申請書は日本年金機構ホームページ及びねんきんネットからもダウンロードできます。詳しくは[竜王年金事務所国民年金課](https://www.nenkin.go.jp)（☎055-278-1104）または[ねんきん加入者ダイヤル](https://www.nenkin.go.jp)（☎0570-003-004）までご連絡ください。

～納付書による国民年金保険料前納のご案内～

令和5年4月～令和6年3月までの国民年金保険料は、月額16,520円です。

年間の保険料を6か月分、1年分、2年分とまとめて前払い（前納）すると割引されてお得です！

【保険料額と割引額】

| 支払方法 | 1か月 | | 6か月 ※ | | 1年 ※ | | 2年 ※ | |
|------|---------|-----|---------|------|----------|--------|----------|---------|
| | 保険料 | 割引額 | 保険料 | 割引額 | 保険料 | 割引額 | 保険料 | 割引額 |
| 現金 | 16,520円 | — | 98,310円 | 810円 | 194,720円 | 3,520円 | 387,170円 | 14,830円 |

※ 納付期限は令和5年5月1日

【注意事項】

◇納付書による前納、納付書の見方や使用方法については、

[日本年金機構ホームページ](https://www.nenkin.go.jp)（<https://www.nenkin.go.jp>）をご確認ください。

◇2年前納用の納付書は通常送付されませんので、ご希望の方は、

[竜王年金事務所 国民年金課](https://www.nenkin.go.jp) ☎055-278-1104へお問合せください。

◇納付書の使用期限を過ぎると、前納用納付書では納められません。